

# 索道(ロープウェイ・リフト)の運行・管理 に関する行政評価・監視

調査結果に基づく通知

- ロープウェイ・リフトの安全対策の推進 -

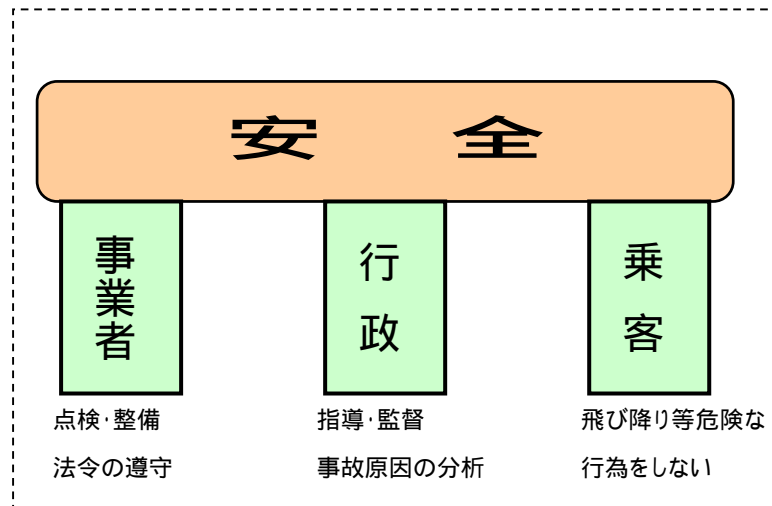
通知先: 国土交通省関東運輸局

通知日: 平成16年8月20日

調査期間: 平成16年4月～7月



【三位一体で安全を確保】



## 調査の背景事情

観光地、スキー場で利用されるロープウェイ、リフト

- ・ 全国で 2,985 基、約5億 3,000 万人が利用
- ・ 関東地方\*)で 268 基、約 6,000 万人が利用 (いずれも平成 14 年度実績)

\* 関東運輸局管内の1都7県(茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、東京、神奈川、山梨)

## 安全の確保が急務

索道は特殊な形態の交通機関

**空中に張ったロープに搬器を懸垂させて人を運搬**

事故の際の特殊性からみても、通常の交通機関以上に、**安全確保が強く要求**

しかし、平成 15 年 10 月に、長野県内のロープウェイで、初めての乗客死亡事故  
その後も、各地で宙づり事故等が発生

調査対象(関東管区行政評価局及び山梨行政評価事務所で調査)

国土交通省関東運輸局(鉄道部)

関東運輸局管内(1都7県)の 26 索道事業所(25 事業者)

## 通知事項(骨子)

8月20日、調査結果に基づき、関東運輸局に対して改善すべき事項を通知

### 1 索道施設の点検・整備

- (1) 点検・検査制度の周知と検査結果の記録等の指導
- (2) 施設実態の調査点検、施設の整備、調整等の指導
- (3) 長期休止施設の安全維持管理対策の要請、事業再開意思の確認

### 2 索道施設の運行管理等

- (1) 運転細則の見直し、運転記録簿等の記載等の指導
- (2) 救助用具の保管、救助訓練への積極参加、訓練記録保存の指導

### 3 索道施設の事故防止対策

事故対策事項の風化防止、重要事故例を参考とした再発防止対策への助言等

### 4 索道事業者に対する指導監督

- (1) 保安監査の周期の徹底、保安監査のフォローアップ、効果的監査の工夫
- (2) 法令に基づく許可、届出の的確な手続き実施指導

## 調査結果の概要

### 1 索道施設の点検・整備

#### 制度・仕組み

索道事業者は、始業点検(毎日)や定期検査(1月ごと、3月ごと、12月ごと)を、関係法令及び各事業者が定めた「整備細則」に基づいて実施し、結果を記録する義務

索道事業者は、施設が「索道施設に関する技術基準を定める省令」に適合するよう維持管理する義務

乗降場、保安設備、支柱等の構造、非常用制動装置、ロープ等の強度など

#### 現状・実態

(点検・検査の実施状況)

定期検査やブレーキテストが一部未実施な事例(4事業所)

定期検査記録の一部が規定年数保管されていない事例(2事業所)

点検・整備の記録の保管・記載不備で、確認できない事例(4事業所)

責任者(索道技術管理者)が点検結果を把握していない事例(3事業所)

検定有効期限が切れた風速計を精度が確認されないまま使用している事例(15事業所)

(施設の維持管理・整備の状況)

ロープウェイ山頂駅ホームにおいて安全対策が望まれる事例(1事業所)

支柱の通信線や施設の床等の補修が行なわれていない事例(5事業所)

風速計を設置していない、又は誤作動が多いとしてブザーのスイッチを切っていた事例(3事業所)

支柱基礎部分の亀裂の補修、防水措置が不十分な事例(13事業所)

(長期間休止索道施設等の管理状況)

1年以上休止している索道施設で、破損が進み、施設周辺の安全が懸念される事例(3事業所)

#### 通知事項要旨 (関東運輸局が講ずる必要のある措置)

点検・検査について、索道事業者に対し、指導を徹底すること

- ・ 点検・検査の制度内容を周知し検査すること、記録を保管すること、点検結果を索道技術管理者の管理業務へ反映させること

- ・ 風速計の精度の確認と維持管理に努めること

施設の適時適切な調査点検及び整備調整の実施について、索道事業者に対し、指導を徹底すること

長期休止施設の索道事業者に対し、施設の適切な維持管理を要請し、事業再開についての意思を確認すること

## 2 索道施設の運行管理等

### 制度・仕組み

索道事業者は、安全運転のため、施設の諸条件に適合した運転細則（運転取扱に必要な事項）を定める義務

今後の安全確保に役立てるため、異常気象時の状況等を運転記録として残すことが必要

索道事業者は、非常時の乗客救助に関する作業方法を定め、救助訓練をしておく義務

### 現状・実態

（運転細則の整備状況等）

運転細則の見直しが適切に行われていない事例（9事業所）

異常気象時の状況など運転記録の記載が不適切な事例（3事業所）

（救助対策の実施状況）

指定された場所に救助用具が配置されていない事例（1事業所）

救助チームの中に救助訓練未経験者がいる事例（2事業所）

救助訓練の参加者や内容が確認できないなど記録が不適切な事例（6事業所）

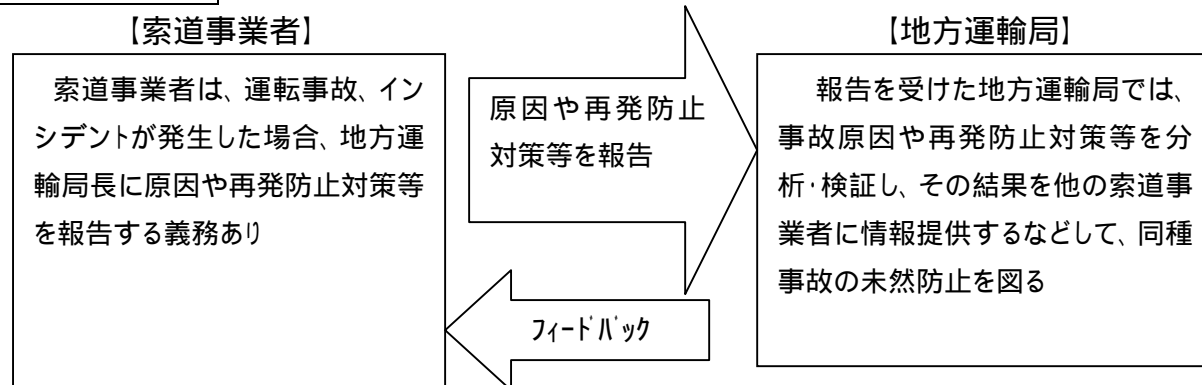
### 通知事項要旨（関東運輸局が講ずる必要のある措置）

運転細則の見直し、適切な運転記録の記載について、索道事業者に対し、指導を徹底すること

救助用具の所定位置への配備、救助訓練への参加、救助訓練記録の整備について、索道事業者に対し、指導を徹底すること

### 3 索道施設の事故防止対策

#### 制度・仕組み



#### 現状・実態

##### (再発防止対策)

平成5年度以降に事故が発生した8事業者(16事業者中)

- ・ 従業員への口頭注意が主で、定期的な教育・指導が行われていない事例(3事業者)
- ・ 乗客にも原因のある事故について、乗客に対する事故防止のための周知方法に更なる工夫が必要な事例(4事業者)
- ・ 係員に原因がある事故について、事業者への教育・指導徹底の必要がある事例(2事業者)

##### (事件事例に基づく事故防止対策)

他事業者における同種事故からの教訓の反映状況(10事業者)

業界団体の分析した「事故防止対策報告書」を入手していながら、事故情報から得られた事故防止対策が十分に活用されていない事例(10事業者)

#### 通知事項要旨 (関東運輸局が講ずる必要のある措置)

索道事業者に対し、事故の教訓を風化させないような指導をすること、特に事故関係者に対する事故防止教育の徹底など事故防止方策の工夫をすること

再発の危険がある重要事故について、必要に応じて、索道事業者が事故例を参考にした事故防止対策を行えるよう助言すること

#### 4 索道事業者に対する指導監督

##### 制度・仕組み

関東運輸局では、概ね6～8年ごとの周期で、索道事業者に対して保安監査(施設等の保守管理、運転取扱のチェック)を実施

鉄道事業法により、索道ごと(1基単位)に、国土交通大臣(関東1都7県では、関東運輸局長)の許可

第三者に管理等の受委託の場合には許可、事業休止や役員変更等の場合には届出の義務

##### 現状・実態

(保安監査)

索道新設後10年間、保安監査が行われず、その間に索道事業者自らの運行ができなくなり、運行が第三者に任されていた疑いのある事例(1事業所)

文書指摘事項について、改善済み回答がありながら、実際は改善不十分な事例(1事業所)  
当局の調査結果と比較して、保安監査において未指摘となっている事例(9事業所)

(索道施設等に関する許可・届出の励行状況)

法令に基づく許可申請の手続きに不備の疑いがある事例(1事業所)

届出が未手続きとなっている事例

事業休止届(5事業所)

施設変更届(1事業所)

役員変更届(7事業所)

事業休廃止届(4事業所)

通知事項要旨(関東運輸局が講ずる必要のある措置)

保安監査をより一層効果的に行うため、措置を講ずること

- ・ 保安監査周期を著しく超える事業者が生じないよう、例えば中長期計画等を策定し、保安監査を実施すること
- ・ 保安監査の指摘事項について、具体的な改善状況の資料を添付させるなどして、実効性を向上させること
- ・ より効果的な保安監査となるよう、例えば調査項目ごとの留意事項の作成など、監査方法に工夫をすること

索道事業者に対する研修会や保安監査などの機会をとらえて、索道事業者における法令に基づく許可や届出の実施状況についても把握し、的確な手続きが行われるよう指導すること